



救急出動件数

78 件

火災出動件数

2 件

119

(令和 3 年 1 月～5 月末)

くらしの伝言板

人の動き → 4,775 人 (－ 5)

男 2,295 人 (－ 2) / 女 2,480 人 (－ 3)

世帯数 2,094 世帯 (－ 2)

5 月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

企画財政課

☎ 47-2115

役場 2 階
窓口 12 番

サマージャンポ宝くじ 7 月 13 日から発売

- 1 等 5 億円 × 23 本
- 前後賞 各 1 億円
- 2 等 1,000 万円 × 46 本
- ※当選本数は発売総額 690 億円・23 ユニットの
場合です。

■発売期間 7 月 13 日(火)～8 月 13 日(金)

- 抽選日 8 月 25 日(水)
- 支払開始日 8 月 30 日(月)
- 「サマージャンポミニ」
 - 1 等 3,000 万円 × 28 本
 - 前後賞 各 1,000 万円
 - 2 等 5 万円 × 21,000 本
- ※当選本数は発売総額 210 億円・7 ユニットの
場合です。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住み
良いまちづくりに使われています。

農業委員会

☎ 47-2204

8 月に農地パトロールを実施

農地法により農地の「利用状況調査」が義務
付けられていることから、農業委員会では、毎
年農地パトロールを実施しています。

農地の適正利用の確認と耕作放棄地・遊休農
地を把握することにより、優良農地の荒廃を防
ぐ目的で農業委員会の委員全員により現地調査
を行うものです。

今年は、8 月 5 日(木)にパトロールを実施しま
すので、農業者の皆さんのご協力をお願いしま
す。

社明運動にご理解とご協力を

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの
更生について理解を深め犯罪や非行のない地
域社会を築くため、7 月の 1 か月間、全国一
斉に「社会を明るくする運動」が展開されて
います。

本町においても、この運動の一環として次
の活動が予定されていますので、皆さんのご

理解とご協力をお願いします。

- 啓発運動
 - ・町内各所にのぼり旗の掲出、ポスター貼付
 - ・懸垂幕の設置 (役場庁舎)
 - ・小中学生へ啓発資材配布
 - ・「音楽の広場」への共催
 - ・町内飲食店における啓発資材の配布

災害で被災した皆様に支援をお願いします

- ◇令和 2 年 7 月豪雨災害義援金 1 万円 (令和 4 年 3 月 31 日まで)
- ◇平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 8 万 2,200 円 (令和 3 年 6 月 30 日まで)
- ※平成 30 年 7 月豪雨災害義援金の受け付けは、6 月 30 日で終了しました。
- 町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和 3 年 5 月末現在の義援金額です。

■問合せ 町社会福祉協議会 (☎ 47-3536 総合福祉センター内)

町民課

☎ 47-2203
税の関係 ☎ 47-2193

役場 1 階
窓口 1 番

国保税第 2 期の納期限は 8 月 2 日

国民健康保険税第 2 期の納期限は、8 月 2 日
(月)です。納期限内に必ず納めましょう。

納税には簡単で便利な
口座振替制度がおすすめ

町税などの納付では、手続きが簡単で便利な
「口座振替制度」をご利用いただけます。

納税者の方が指定する、下記の金融機関の預
金口座から自動振替しますので、大変便利です。

- 口座振替取扱金融機関
 - ・北見信用金庫本店、各支店
 - ・きたみらい農業協同組合本店、各支店
 - ・ゆうちょ銀行または郵便局

○申込方法
役場または各金融機関の窓口「納税通知書」
および「口座取引印鑑と通帳」をご持参くだ
さい。

※ゆうちょ銀行および郵便局を希望の場合は、
直接ゆうちょ銀行などの窓口で手続きしてく
ださい。

町では、コンビニ納付の導入を検討しました
が、多額のシステム改修費用がかかることや収
納確認に日数を要するため、現在、導入してい
ません。納付に当たってお困りの際は、気軽に
ご相談ください。

今後も納期内納付にご協力をお願いします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納
付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間

納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など (町に関
係するものに限り) も納付することができます。

○と き 7 月 14 日(水)・8 月 11 日(水)
17 時 30 分～20 時

○ところ 町民課窓口

省エネ改修住宅の固定資産税を減額

平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅
について、平成 20 年 4 月 1 日から令和 4 年
3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事
を行った場合、申告により、完了した翌年度 1
年分に限り 120 ㎡分までの固定資産税を 3 分
の 1 減額しています。

なお、バリアフリー改修に伴う固定資産税の
減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工
事による固定資産税の減額措置との重複適用は
できません。

1. 対象となる改修工事 (次に該当する工事を行
い、50 万円を超える費用を要したもので床
面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であるもの)

- 窓の断熱性を高める改修工事 (必須)
- 床の断熱性を高める改修工事
- 天井の断熱性を高める改修工事
- 壁の断熱性を高める改修工事

2. 申請の手続き

改修工事を終了後、原則として 3 か月以内
に関係書類を添付して町民課資産税係に提出し
てください。

【関係書類】

○改修工事に要した費用の領収書の写し (当該改
修工事の内容および費用の確認ができるもの)

○熱損失防止改修工事証明書

■問合せ 町民課資産税係

川をきれいに 7 月は河川愛護月間

- ・河川へのごみ、汚水などの投棄はやめましょう
- ・河川敷地を無断で占用しないようにしましょう
- ・河川敷地を犬の散歩などで利用する場合は、ふんの後始末をしましょう
- ・堤防や河川を利用してレクリエーションで楽しんだあとは、ごみを持ち帰るようにしましょう

